

目的

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、鉄軌道事業者の現業機関(保線区、電気区、車両区等)の係員が新型コロナウイルスの感染又は感染者との濃厚接触の疑い等により作業に従事することができなくなり、**施設や車両の定期検査の実施ができず、列車の運行の継続が困難となるおそれがある。**
- ・このため、本感染症に限定した**特例として**、安全の確保を前提に**定期検査を延期することができることについて、告示(※)の解釈通達により措置する。(令和2年4月14日発出)**

※ 鉄道の場合は「施設及び車両の定期検査に関する告示」により、軌道の場合は「軌道運転規則(省令)」により、線路や電車線、車両等の定期検査の実施を規定しており、また、特別の事由により検査ができない場合には検査を延期することができることを規定している。

対応

➤ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合、検査を延期することができるよう、告示に規定している「特別の事由」(悪天候等のやむを得ない場合の延期措置)の解釈を示す通達を発出**

➤ その際、以下の対応により**検査を延期している間の安全を確保**

○ 施設(線路や電車線など)

- ・告示に基づく**最長の検査間隔(前回の検査実施日から1年3ヶ月間※)を超えない。**

※検査の基準期間が1年の場合の例(線路や電車線)。
 ※延期可能な期間は、東京オリンピック開催に伴う深夜輸送時の定期検査の特例告示で措置した期間と同一の期間を設定。
 ※ただし、外気温の影響を受けるレールの遊間検査や季節により漏水状況が異なるトンネル検査など、検査の時期が決定されている施設については、その時期を逸することがないように対応することを示す。

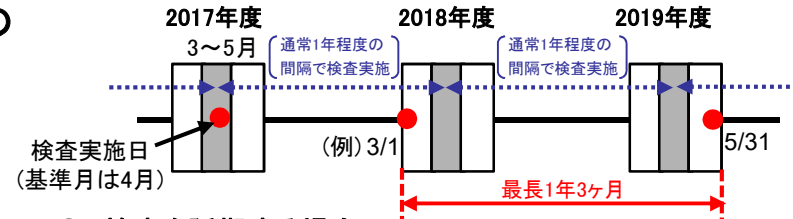
- ・上記により検査を延期した場合においても、**次回以降の検査については、従来の検査計画に基づき検査を実施する。**

(参考)・鉄軌道施設の定期検査は、施設の変状等を適確にチェックする必要があることから、毎年の同じ時期(許容期間内)に検査を行うこととなっている。
 ・鉄軌道車両は一定の期間・距離内で検査を実施することとなっており、検査周期を超えない期間ごとに検査を行うこととなっている。

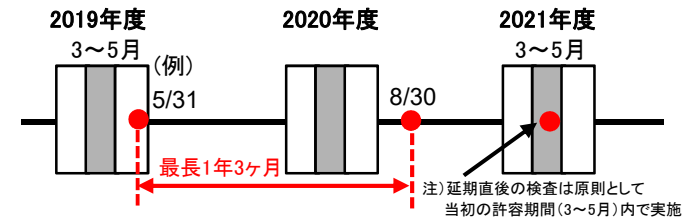
《イメージ》 ※毎年度3～5月に実施するとなっている検査の例

○ 定期検査に関する告示(鉄道施設の場合)

- 検査を実施する基準月の前後1ヶ月間において検査を行うことができる。



○ 検査を延期する場合



最長1年3ヶ月の検査間隔は遵守(安全の確保)

○ 最長の検査間隔の例

➤ 鉄道施設(線路や電車線など)

(例)検査周期	最長の検査間隔
2年検査	2年3ヶ月
1年検査	1年3ヶ月
6月検査	8ヶ月
3月検査	4ヶ月

(参考) 鉄軌道施設・鉄軌道車両の定期検査

線路や電車線、車両等は、省令・告示により定期検査を義務づけている

➤ 鉄道の場合

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令

第90条 施設及び車両の定期検査は、その種類、構造その他使用の状況に応じ、検査の周期、対象とする部位及び方法を定めて行わなければならない。
 2 前項の定期検査に関する事項は、国土交通大臣が告示で定めたときは、これに従って行わなければならない。

○施設及び車両の定期検査に関する告示(線路の例(電車線、車両も同様)。ただし車両の検査周期は一定の期間・距離を超えない期間ごとに行う。)

第2条 線路については、次の表に掲げる鉄道の種類ごとに、同表に掲げる施設の種類に応じ、検査基準日(略)から起算して、それぞれ同表に掲げる基準期間を経過した日の属する月(略)(以下この項において「基準期間経過月日」という。)又は基準期間経過月日のそれぞれ前後同表に掲げる許容期間内に定期検査を行わなければならない。

鉄道の種類	施設の種類	基準期間	許容期間
新幹線鉄道以外の鉄道	軌道	二年	一月

第6条第2項(検査の特例) 第2条から前条までの規定により検査を行わなければならないこととされたときにおいて、現に使用を休止している車両及び**特別の事由により検査を行うことができない施設又は車両については、これらの事由が終了するときまでは、検査を延期することができる。**

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて(平成14年3月8日付け課長通達(国鉄技第164号))

Ⅲ 施設及び車両の定期検査に関する告示関係

第6条関係 第6条第2項中「特別な事由」とは、悪天候等やむを得ない事象により検査ができない場合を含む。

➤ 軌道の場合

○軌道運転規則(線路の例(電車線、車両も同様)。ただし車両の検査周期は一定の期間を超えない期間ごとに行う。)

第12条 軌道については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに検査しなければならない。

2 前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

検査の周期	六月未満	六月以上一年未満	一年以上
時期	検査基準日の前後十四日以内	検査基準日の前後三十日以内	検査基準日の前後四十五日以内

第22条の2(検査を行うことができない場合の特例) 第12条第1項、第13条第1項、第17条第1項及び第2項、第19条第2項(第20条第2項において準用する場合を含む。)並びに前条第1項の規定により検査を行わなければならないこととされた時において、**災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができない場合には、これらの規定にかかわらず、当該検査を行うことができない事情が終了するときまでは、検査を延期することができる。**

○軌道運転規則制定について(昭和29年5月13日付け局長通達(鉄運第49号))

14 第22条の2関係

(1)第22条の2に規定する「その他やむを得ない事由」には、事故等により物理的に検査ができない場合、他の箇所が発生した事故等により、検査を中止して対応する必要が生じた場合等が含まれる。